**平成３１年度第１回創業助成事業　申請に必要な書類**

◎申請にあたり、注意事項を必読の上、下記の書類提出をお願いします。提出いただいた申請書及び関係書類は、採択の可否に関わらず返却しませんので、ご了承願います。

**＜注意事項＞**

**※　両面印刷不可（ただし、確定申告書の写しを除く）。**

**※　ステープル留めやファイリングをせずに、クリップ留めにしてください。**

**※　審査にあたり白黒でコピーを取りますので、資料については白黒でも判別できるものとしてください。**

**○　申請書提出の時点で必要となる書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | **必要書類** | 部　数 | ﾁｪｯｸ欄 |
| 1 | **○**創業助成事業**申請前確認書**（指定様式） | **１部** |  |
| 2 | **○**創業助成事業**申請書**（指定様式、全ページ） | **原本１部****写２部** |  |
| 3 | **○　説明資料**（Ａ４用紙、片面３０枚以内）補足説明が必要な場合に提出（任意）。 | **３部** |  |
| 4 | **○　直近２期分の確定申告書（都内税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの）等**(１)　法人（収益事業を行っている特定非営利活動法人を含む）の場合法人税の確定申告書等（申告書別表一～十六、決算報告書、法人事業概況説明書、科目内訳書）(２)　収益事業を行っていない特定非営利活動法人の場合事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書（活動計算書）、役員名簿）(３)　個人事業主の場合所得税の確定申告書等・白色申告実施の場合：確定申告書Ｂ第一表、同第二表及び収支内訳書・青色申告実施の場合：確定申告書Ｂ第一表、同第二表、青色申告決算書（上限１０万円の控除にて申告の場合は、同決算書のうち、貸借対照表の提出は不要）※　確定申告書等の提出が不要：・申請時点で１期目の法人・個人事業主・申請時点で確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が済んでいない２期目の法人・創業予定の個人※　直近１期分の確定申告書等または事業報告書等のみ提出すればよい方・申請時点で１期目の確定申告・所轄庁への事業報告書提出が済んでいる、２期目の法人または個人事業主 | **該当するもの****写１部****※下線の書類は写３部** |  |
| 5 | **○　法人：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行後３か月以内）****個人事業主：開業届（個人事業主のみ提出）**上記にあわせて提出が必要な書類（１）休眠期間のある法人：税務署に提出した休眠期間が分かる異動届出書（２）納税地が開業の届出を行ったときから変更した個人事業主：直近の所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書（３）納税地・主たる事業所が開業の届出を行ったときから移転した個人事業主：直近の所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書（４）休業期間のある個人事業主：税務署に休業である旨を記載して提出した確定申告書 | **登記簿謄本は原本１部****開業届等は****各写１部** |  |
| 6 | **○　法人：定款、設立趣意書**定款変更したことがある場合、株主総会議事録の写しを併せて提出 | **写１部** |  |
| 7 | **○　本人確認書類**運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（写真付、ただし、個人番号記載部分は必ず黒塗りにすること）、在留カード等のいずれか１つを送付 | **写１部** |  |
| 8 | **○　申請要件確認書類**（以下のいずれか１つ、別途原本を確認する場合があります）(１)　プランコンサルティング事業計画策定支援終了証（TOKYO創業ステーション、公社多摩支社）(２)　事業可能性評価結果報告書(３)　 「進め！ 若手商人育成事業」における「商店街起業促進サポート」修了証書(４)　創業支援施設（都、公社、都内の公的機関・金融機関・大学等）と交わした定期建物賃貸借契約書（全ページ）等利用が証明できる書面(５)　東京都インキュベーション施設運営計画認定事業認定施設「施設利用・創業支援証明書」 (６)　青山スタートアップアクセラレーションセンターにおけるアクセラレーションプログラムの受講を証明できる資料(７)　TOKYO STARTUP GATEWAYでのセミファイナリストまで進んだことを証明できる資料（賞状など）(８) 「女性ベンチャー成長促進事業（APT Women）」国内プログラム（アクセラレーションプログラム）の受講を証明できる資料(９)　「女性・若者・シニア創業サポート事業」利用証明書(10)　東京都中小企業制度融資（創業融資）又は都内区市町村が行う中小企業制度融資（創業者を対象としたもの）の信用保証決定のお知らせ※　区市町村については、信用保証決定のお知らせ及び金銭消費貸借契約書（全ページ）(11)　都が出資するベンチャー企業向けファンドの利用を証明できる株主名簿（全ページ）(12)　政策金融機関の資本性劣後ローン(創業)に関する金銭消費貸借契約書、借用証書及び特約書等（いずれも全ページ）(13)　認定特定創業支援等事業により支援を受けたことを都内区市町村長が証明する書面(14)　東京商工会議所、東京信用保証協会、東京都商工会連合会又は中小企業大学校東京校BusiNestから認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受けたことを証明する書面 | **該当するものの****写１部** |  |

**平成31年度第1回創業助成事業　申請前確認書**

**裏面あり**

◎申請書を提出される前に下記確認事項（２ページ）に回答の上、記名・押印（印鑑登録印）等願います

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　事　項 | ご回答 |
| （１）　申請時点以前の状況申請時点において、個人事業主又は法人代表者として事業を実施していた期間又は実施している期間が**通算で５年未満**である個人又は代表者の法人である※　通算の際、休業である旨を記載した確定申告書を提出した個人事業主及び休業の　　　　　　　異動届出書を税務署に提出した法人代表者については、当該休業期間は事業実施の期間からは除く | はい | いいえ  |
| （２）　申請形態**（該当する箇所に○を付けてください）** |  |  |
| ア　(　) 都内で創業予定の個人イ　以下のいずれかに該当する**創業５年未満であり、都内で実質的に事業を行い、都内に登記簿上の本店又は主たる事務所が実在する法人**又は**都内を個人事業の納税地及び主たる事業所等として開業又は異動の届出を行っている個人**　 （　）ゴム製品製造業（一部を除く）：資本金３億円以下又は従業員900人以下　 （　）製造業・その他業種　　　　 ：資本金３億円以下又は従業員300人以下（　）ｿﾌﾄｳｪｱ業・情報処理ｻｰﾋﾞｽ業 ：資本金３億円以下又は従業員300人以下　 （　）卸売業　　　　　　　　　　 ：資本金１億円以下又は従業員100人以下　 （　）旅館業　　　　　　 ：資本金５千万円以下又は従業員200人以下　 （　）サービス業　　　　 ：資本金５千万円以下又は従業員100人以下　 （　）小売業　　　　　　 ：資本金５千万円以下又は従業員50人以下　(　) 特定非営利活動法人　　　　 ：中小企業者の振興事業で中小企業者と連携して事業を行うもの、又は中小企業者の支援を行うために表決権を有する社員の２分の１以上が中小企業者となって設立するもの | はい | いいえ  |
| （３）　次のア～オの要件を全て満たしている |  |  |
| 　　　ア　大企業（中小企業者以外の者：中小企業投資育成(株)、投資事業有限責任組合を除く。以下同様とする。）が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していない | はい | いいえ |
| イ　大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していない | はい | いいえ |
| 　　　ウ　役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していない | はい | いいえ |
| 　　　エ　その他大企業が実質的に経営に参画しておらず、経営の自主性、独立性が実質的に損なわれていない | はい | いいえ |
| オ　個人については、個人開業医ではない | はい | いいえ |
| （４）　指定されたいずれかの創業支援事業を利用し、所定の要件を満たしている | はい | いいえ |
| （５）　次のア～シの要件を全て満たし、助成対象期間中も満たす予定である |  |  |
| ア　上記（２）イの申請形態に該当し、上記（３）の要件を全て満たす | はい | いいえ |
| イ　助成対象期間開始から、助成対象期間が終了した年度の翌年度から起算して５年以上経過するまでの期間、都内において、会社の場合は、登記簿上の本店又は主たる事務所を実在させ、個人事業主の場合は、税務署に届け出た主たる事業所等を実在させ、事業活動を実質的かつ継続して実施し、東京都に対し、会社の場合は法人事業税及び法人都民税を、個人事業主の場合は個人事業税及び個人都民税を納税する | はい | いいえ |
| ウ　代表者以外の主体が、実質的な経営に関する指揮、命令、監督等を継続して行っていない又は行う予定ではない | はい | いいえ |
| エ　他の個人事業主又は法人の実施事業の承継又は譲渡ではない | はい | いいえ |
| オ　助成金の交付がない場合でも、事業の実施が可能である収支計画である | はい | いいえ |
| カ　助成対象期間の終了（中間払については、１年経過時点）から一定の期間を経過した後、助成金が支払われる点を踏まえた収支計画である | はい | いいえ |
| キ　事業を遂行する実施体制や実行能力を有し、助成対象期間内の実施が可能である | はい | いいえ |
| ク　事業内容が都内経済への波及、社会貢献、課題解決につながるものである | はい | いいえ |
| ケ　事業の成果や効果が特定の法人・個人を対象としたものでない | はい | いいえ |
| コ　事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守する | はい | いいえ |
| サ　民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成対象事業の継続について不確実な状況が存在しない | はい | いいえ |
| シ　従業員人件費のみを助成対象経費として申請する事業ではない | はい | いいえ |
| （６）　その他下記の要件を全て満たし、かつ、下記ウからカに関しては、申請を行う創業前の個人、個人事業主又は法人の代表者が、過去から申請時点以降のいずれかの時点において、別の事業の事業主又は別の法人の代表者として従事していた、従事している、又は従事予定である場合、当該別の事業及び別の法人も含めて要件を全て満たしている |  |  |
| ア　住民税（個人）、個人事業税、法人事業税・法人都（道府県）民税を滞納（分納）していない | はい | いいえ |
| イ　公的財源を用いた助成金であることに充分留意し、適正な支払に向け、以下の点が可能である○　公社から提供される手引等の文書内容の閲読・理解及び時宜に応じた参照・確認○　助成対象経費の内容等に関する確認・変更や検査の実施等を目的とした、公社職員との円滑な（助成対象期間内の新規事案等の場合は事前の）連絡調整○　必要な証拠書類・帳票類・報告書の適切な時期における整備・作成・提出○　企業名、代表者名及び助成事業概要の公表並びに公社が実施する助成事業に関する事例としての広報活動への協力 | はい | いいえ |
| ウ　過去を含め、公社・国・都道府県・区市町村等から本助成事業以外の創業関係の助成又は補助を受けていないあるいは受ける予定ではない | はい | いいえ |
| エ　公社・国・都道府県・区市町村等から本助成事業以外の助成又は補助を受けているあるいは受ける予定である場合、本助成事業と同一経費への重複助成・補助となる経費がない又は重複助成・補助となる経費が生じる予定ではない | はい | いいえ |
| オ　公社・国・都道府県・区市町村等に対し、本助成事業以外の創業関係の助成事業又は補助事業並びに本助成事業と同一経費への重複助成・補助となる助成事業又は補助事業に関し、併願申請している又は併願申請を予定しているが、両方の事業で交付決定を受けた場合、いずれか一方の助成又は補助を取り下げる予定である※　併願申請していない場合又は併願申請の予定がない場合は、「はい」を選択 | はい | いいえ |
| カ　過去において本助成事業に採択され助成金を受給していない | はい | いいえ |
| キ　都及び公社に対する賃料・使用料等の債務が申請時点以前において生じている場合、滞納していない | はい | いいえ |
| ク　公社・国・都道府県・区市町村等から助成を過去もしくは申請時点において受けている場合、不正等の事故を起こしていない | はい | いいえ |
| ケ　公社から助成を申請時点以前において受けている場合、「企業化状況報告書」「実施結果報告書」等を未提出でない | はい | いいえ |
| コ　現在かつ将来にわたって、東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではなく、暴力団関係者が経営を支配していると認められる関係等を有せず、暴力的な要求行為等を行わない | はい | いいえ |
| サ　遊興娯楽業のうち風俗関連営業、射幸的娯楽業等、その他、公社が公的資金の助成先として、社会通念上適切ではないと判断するものではない | はい | いいえ |
| （７）　申請が採択された場合、本事業内容を公開することに同意する | はい | いいえ |
| （８）　「　　　年度創業助成事業募集要項」の記載内容を全て確認し、申請書に関しては必要事項を全て記入し、記入不備がないことを確認した | はい | いいえ |
| （９）　「　　　年度創業助成事業申請に必要な書類」に基づき、必要な書類を全て用意し、不足がないことを確認した | はい | いいえ |
| （10）　ＷＥＢ事前登録を行い、申請書に記載した内容と同一の内容を登録した | はい | いいえ |

上記の内容に間違いありません。

　　　　年　　月　　日　　　 法人名

代表者名（氏名）　　　　　　　　　　　　　　実印

（印鑑登録済のもの）

**創業支援事業の利用状況に関する添付書類**

本助成事業の申請要件を満たす、公社・都・他の公的機関の創業支援事業の利用状況に関する書類は、

こちらに貼付願います。

　※　原本ではなく、写しを貼付・送付願います（原本送付の場合でも、返却はいたしかねます）。ただし、

別途原本を確認する場合があります。

※　１枚の場合のみ、下記のりしろに貼付し、適宜、A4サイズに収まるよう、折り畳んでください。

　　※　複数枚もしくは複数書類の場合は、下記（２）に丸印を付し、他の申請書類と共に同封願います。

　　（１）　１枚の場合：下記のりしろに添付

のりしろ

　（２）　複数枚もしくは複数書類の場合：送付時に同封